

## 動力車操縦者運転免許に関する省令（動力車操縦者養成所の廃止等の届出）

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 動力車操縦者養成所の廃止等の届出
- ② 手続根拠 : 動力車操縦者運転免許に関する省令第18条第3項
- ③ 手続対象者 : 動力車操縦者養成所の廃止等の届出をしようとする鉄軌道事業者
- ④ 提出時期 : 動力車操縦者養成所の廃止等をしたとき
- ⑤ 提出方法 : 動力車操縦者養成所指定内容変更届出書を作成し、下記2. の窓口を經由して、国土交通大臣あて提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 講習課程において使用する教科書の概要の変更の場合は、変更後の教科書
- ⑧ 申請書様式 :
- ⑨ 記載要領・記載例 : 経由先となる下記2. の窓口にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

#### ① 提出先

北海道運輸局 鉄道部 安全指導課	…	011-290-2732
東北運輸局 鉄道部 安全指導課	…	022-791-7527
北陸信越運輸局 鉄道部 安全指導課	…	025-244-6117
関東運輸局 鉄道部 安全指導課	…	045-211-7240
中部運輸局 鉄道部 安全指導課	…	052-952-8031
近畿運輸局 鉄道部 安全指導課	…	06-6949-6440
中国運輸局 鉄道部 安全指導課	…	082-228-8797
四国運輸局 鉄道部 安全指導推進官	…	087-825-1180
九州運輸局 鉄道部 安全指導課	…	092-472-4062
沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課	…	098-866-1837

② 受付時間 : ① 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 : ① 提出先に同じ。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 動力車操縦者運転免許に関する省令第18条第3項
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : 該当なし